

個人情報取り扱いに関する運用規程

事業者 社会福祉法人^{恩賜財団}福井県済生会
福井県済生会訪問看護ステーション
管理者 黒田 たまき

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福井県済生会訪問看護ステーション（以下「本ステーション」という。）が保有する個人情報の取り扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 個人情報 本ステーションが利用者とその保護者・家族、役職員等に関する情報であって、本ステーションの業務の目的を達成するために必要な範囲内において取得し、または作成されたもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、被保険者番号、要介護度、傷病名、利用医療機関名、主治医名、利用介護サービス事業者名、ケアマネジャー名、その他の記述等により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。
- 二 情報主体 一定の情報によって識別される、または識別され得る個人をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本ステーションが収集する個人情報を取り扱う業務並びに本ステーションの業務に携わる役員、職員（雇用契約に基づいた職員をいう。）及び契約に基づいた職員に準じる者（非専任職員、派遣職員、アルバイト等）であって本ステーションの個人情報を取り扱うすべての者（在職中及び退職後のすべての者を含む。以下「職員等」という。）に適用する。

(関連文書の位置付け)

第4条 この規程は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、本ステーションの個人情報の取り扱いについて遵守すべき事項を定めるとともに、情報セキュリティの取り組みに関する基本的な姿勢を示した「個人情報保護方針」と整合を図るものとする。

(責務)

- 第5条 本ステーションの職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに伴う情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努める。
- 2 本ステーションの職員等は、業務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。

第2章 管理体制及び責任

(情報管理委員会)

第6条 本ステーションは、個人情報の取り扱いに関する適切な管理体制の維持及び重要事項の審議のため、情報管理委員会を設置することができる。

(窓口)

第 7 条 本ステーションは、個人情報に関する、開示請求・苦情・相談等の受け付け窓口を設置する。この窓口は、情報主体が容易に知り得るよう配慮する。

第 3 章 個人情報の収集、利用及び提供

(利用目的の特定)

第 8 条 本ステーションは、個人情報の利用に当たっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な範囲内で行う。

2 本ステーションは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において行う。

(収集の制限)

第 9 条 本ステーションは、利用目的の達成に必要な限度において個人情報の収集を行う。

2 本ステーションは、思想、信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として個人情報の収集を行わない。

3 本ステーションは、情報主体から適法かつ公正な手段によって個人情報の収集を行う。ただし、次に掲げる場合は、情報主体以外から収集することができる。

一 情報主体の同意がある場合

二 個人の生命、身体または財産の保護のために必要があると認められる場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 出版、報道等により公にされている場合

四 法令等に基づく場合

五 その他、情報管理委員会が情報主体以外から収集することに相当の理由があると認めた場合

4 本ステーションが情報主体から直接に個人情報を収集する場合は、原則として次の事項を明らかにして情報主体の同意を得なければならない。

一 個人情報管理責任者の氏名もしくは職名、所属及び連絡先

二 個人情報の収集及び利用の目的

三 個人情報を第三者に提供することが予定される場合は、その目的、当該情報の受領者または受領組織、提供する情報の内容と提供方法等

四 個人情報の取り扱いを業者に委託する場合は、その旨の通知

五 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための具体的な方法

5 個人情報を情報主体以外から収集する場合は、情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害することのないように十分に留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 10 条 本ステーションは、次に掲げる場合を除いて収集した個人情報を利用目的以外の目的に利用または提供してはならない。

一 情報主体の同意がある場合

二 個人の生命、身体または財産の保護のために必要があると認められる場合で本人の同意を得ることが困難であるとき

三 法令等に基づく場合

四 その他、情報管理責任者が必要かつ相当の理由があると認めた場合

第 4 章 個人情報の適正管理

(適正な管理)

第 11 条 本ステーションは、保有する情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関して必要な措置を講じる。

- 2 本ステーションは、保有する情報をその目的に応じて正確かつ最新の状態に管理する。
- 3 本ステーションは、保有する必要がなくなった情報を確実かつ迅速に廃棄または消去する。

(安全性の確保)

第12条 本ステーションは、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等個人情報に関するリスクに対して、合理的な安全対策を講じる。

(委託に伴う取り扱い)

第13条 本ステーションは、個人情報の取り扱いを含む業務を本ステーション外の業者等(以下「受託者」という。)に委託する場合、業務目的の達成に必要な範囲内において情報を提供するものとし、個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行う。

- 2 本ステーションは、受託者との当該契約にあたり、受託者が講ずべき以下の各号の措置を明確にして契約を締結する。
 - 一 受託者における個人情報の秘密保持方法及び管理体制
 - 二 受託者における個人情報保護のための教育・訓練の実施
 - 三 個人情報の改ざん、漏えい、紛失または毀損に対する予防措置
 - 四 再委託する場合の再委託の範囲と再委託先の監督
 - 五 個人情報漏えい、その他事故の場合の措置、責任分担
 - 六 受託者への立入り検査の実施
 - 七 契約終了時の個人情報の返却及び消去方法

第5章 個人情報の開示及び訂正等

(個人情報の開示請求)

第14条 情報主体は、自己に関する個人情報の開示について、当該開示請求に必要な事項を明記した書面をもって請求することができる。

- 2 本ステーションは、開示請求に対して、情報主体本人であることを確認の上、その理由及び請求範囲が適正であると判断した場合は、情報主体に遅滞なく、情報を開示しなければならない。但し、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、その全てまたは一部を開示しないことができる。

- 一 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害すおそれがある場合
- 二 開示請求の対象となる個人情報に第三者の個人情報が含まれる場合
- 三 開示をすることにより、本ステーションの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合
- 四 他の法令に違反することとなる場合

- 3 本ステーションは、開示請求に対して、その全てまたは一部を開示しない旨を決定した場合は、開示請求を行った情報主体に対し、その理由を文書で通知する。

(個人情報の訂正等)

第15条 情報主体は、開示された個人情報に誤りがあった場合、自己に関する情報の訂正、追加または削除、利用停止(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 本ステーションは、訂正等の請求に対して、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該情報の内容の訂正等を行う。
- 3 訂正等を行った場合、または訂正等を行わないこととした場合は、本人に対して遅滞なく、その旨(訂正等を行った場合は、その内容を含む)を通知する。なお、訂正等を行わない場合は、その理由を文書で通知する。

第6章 漏えい事案等への対応

(漏えい事案等への対応)

- 第16条 本ステーションは、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい等の事実関係を確認し関係機関に速やかに連絡を行う。再発防止等の観点から、事故記録を作成するとともに、再発防止策を検討しなければならない。(①職員→②管理者→③医療情報課(事務局)→④個人情報管理者(事務部長)→⑤個人情報管理責任者(院長))
- 2 本ステーションは、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、対象となった情報主体に速やかに事実関係等の通知を行う。

第7章 その他

(教育)

- 第17条 本ステーションは、全職員に個人情報の管理について適切な教育・研修を行う。

(監査)

- 第18条 個人情報の保護に関する運用状況等を検証する監査の計画及び実施は、監査責任者が行う。
- 2 監査責任者は、監査終了後、監査報告書を作成し、速やかに個人情報管理責任者に報告する。
- 3 監査責任者は、監査報告書を保管し、管理しなければならない。

(懲戒)

- 第19条 本ステーションは、本規定に違反した職員に対して違反内容を十分に検討した上で、就業規則に基づき懲戒を行うことが出来る。
- 2 懲戒の手続きは職員就業規則に定める。

(改廃)

- 第20条 この規程の改廃は、支部会長の承認を得て管理者が定める。

附 則

- 本規程は、平成18年5月17日施行する。
- 一部改正 平成21年6月 1日
- 一部改正 平成24年7月 2日